

学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）の発行手続きについて

（生徒手帳 P28 参照）

JR で片道 101 km 以上旅行する場合運賃が 2 割引になります。（特急料金、座席指定料金等は割引になりません。）

学割を希望する人は、経営企画室に生徒証を呈示して、学割証発行申請書もらいます。

その上で申請書に記入し、保護者捺印のうえ担任の承認を得て経営企画室に提出してください。

学生割引証についての留意事項

参 考

- （1）学割は乗車券のみ有効です。（指定席、船等の予約をする場合は、予約だけ事前に済ませ、乗車券は後から購入することになります。）
- （2）使用目的範囲等について、教育庁より、以下の要領に定められている趣旨に反しないよう厳正に取り扱うことと指示がありましたのでよろしくお願いします。

学校学生生徒旅客運賃割引証取扱要領

1 使用目的の範囲について

学校学生生徒旅客運賃割引証（以下「学割証」という。）は、割当枚数の範囲内で、学生・生徒個人の自由な権利として使用することを前提としたものでなく、修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的として実施されている制度であるから、その発行は、原則としてつぎの目的をもって旅行をする必要があると認められる場合に限ること。

- （1）休暇、所用による帰省
- （2）実験実習などの正課の教育活動
- （3）学校が認めた特別教育活動または体育・文化に関する正課外の教育活動
- （4）就職又は進学のための受験等
- （5）学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
- （6）傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
- （7）保護者の旅行への随行